

帯広市小規模事業者緊急支援事業補助金（燃料・物価高騰対策）

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ情勢や原油・LPガス価格等の上昇など物価高騰等の影響を受けながらも、経済産業省の小規模事業者持続化補助金（以下「国補助金」という。）を活用して販路拡大等に取り組む帯広市内の小規模事業者を対象に、国補助金への上乗せ補助を実施します。

1. 補助対象事業者

中小企業基本法第2条5項に定める小規模企業者^{※1}で帯広市内に主たる事業所があり、かつ、市税の滞納がない者で、国の「小規模事業者持続化補助金」の交付決定を受けている小規模事業者のうち、『事業環境変化加点』の付与を希望した事業者、または、第9回公募以降『事業環境変化加点』の付与を希望しなかった事業者で、当該上乗せ支援の申請時に「原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響を受けたこと」が認められる^{※2}事業者。

※1 常時使用する従業員の数が20人（宿泊業・娯楽業を除く商業、サービス業については5人）以下の事業者をいう。

※2 所定の様式により、①②のいずれかを説明すること。

①令和4年1月から申請月までのいずれかの月の売上が、平成31年1月から令和3年12月までの同月と比較して10%以上減少

②令和4年12月から申請月までのいずれかの月の事業のために支払ったエネルギーの単価が、令和3年12月から令和4年11月までの同月と比較して増加

2. 補助対象経費、補助率、補助上限額

(1) 補助対象経費

国補助金において補助対象経費とみなされる以下の経費

補助対象経費	機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、開発費、資料購入費、雑役務費、借料、設備処分費、委託・外注費
--------	--

(2) 補助率、補助上限額

補助率と補助上限額は下記のとおりとする

補助率	補助対象経費の12分の1以内の額	
補助上限額	通常枠	62,500円
	それ以外の枠	125,000円

(3) 補助のイメージ

市上乗せ1/12

	補助上限	補助率	事業費(A)	国補助金(B) (2/3or3/4)	事業者負担(C) (1/3or1/4)	市上乗せ(D) (1/12)	最終負担(E) (A-B-C-D)
通常枠	50万円	2/3	750,000	500,000	250,000	62,500	187,500
賃金引上げ枠 卒業枠 後継者支援枠 創業枠	200万円	2/3	3,000,000	2,000,000	1,000,000	250,000 (上限125,000円)	750,000 (875,000円)
賃金引上げ枠 (赤字事業者)	200万円	3/4	2,666,666	2,000,000	666,666	222,222 (上限125,000円)	444,444 (541,666円)
インボイス枠	100万円	2/3	1,500,000	1,000,000	500,000	125,000	375,000

3. 申請に必要な書類

当該補助金の申請にあたっては、下記の書類を添付して令和7年3月31日まで申請してください。

- (1) 補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 口座振込依頼書兼同意書（様式第2号）
- (3) 税情報確認承諾書（様式第3号）
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) 事業実績書（様式第5号）
- (6) 事業費明細表（様式第6号）
- (7) 国補助金に係る以下の書類（いずれも写し）



- ①補助金交付申請書、②補助金交付決定書、③補助事業実績報告書、④補助金額確定通知書、⑤補助事業対象経費の内訳、⑥補助金精算払請求書

(8) その他

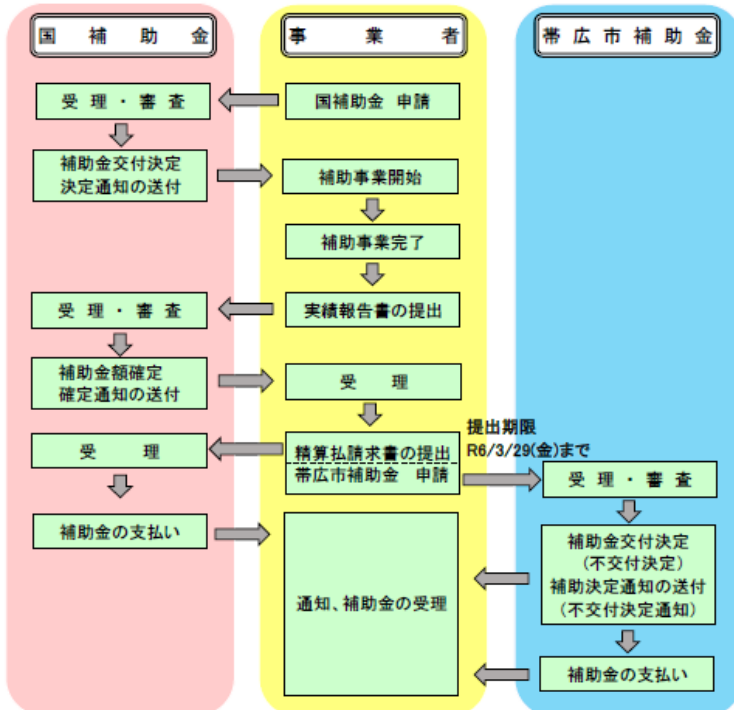
- ①国補助金の第9回公募以降「事業環境変化加点」の付与を希望しなかった小規模事業者の場合：原油価格・物価高騰等の経済環境の変化による影響宣誓書（様式第7号）
- ②法人の場合：現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書
- ③個人事業主の場合：直近の確定申告書又は開業届若しくは許認可証

4. 申請から補助金の受取までの流れ

受付期間 令和7年3月31日（月）まで

（事業者は、国補助金の精算払請求を行った後（国補助額が確定した後）に申請が可能となります。）

帯広市小規模事業者緊急支援事業補助金 手続きフローチャート



5. 問合せ・提出先

提出先 〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地

帯広市役所 経済部 経済室 経済企画課 TEL: 0155-65-4167 Fax: 0155-23-0172